

ID: 954

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第30条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条第1項の規定による。</p> <p>第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日